

ラテンアメリカ諸国における国際人権レジームの適用と課題

○司会

宇佐見耕一(同志社大学)

○報告者

坂口安紀(日本貿易振興機構アジア経済研究所)

村上勇介(京都大学)

宇佐見耕一(同志社大学)

○討論者

杉山知子(愛知学院大学)

人権に関する国際的条約や宣言等は、1948年の「世界人権宣言」を代表として、1966年には社会権規約と呼ばれる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(国際人権A規約)と自由権規約と呼ばれる「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際人権B規約)の国連での採択をはじめとして、数多くのものが国際的レベル、あるいは地域レベルで採択されている。そうした人権に関する幾多の国際条約や宣言を国際人権レジームとみることができる。レジームとはクラズナーによると「国際関係の所与の争点領域においてアクターの期待が収斂するところの明示的もしくは暗黙の原則、規範、ルールおよび意思決定手続きの総体である(グラスナー 2020 3)」としている。彼によると、国際レジームに関与するアクターとして国家、個人、特定の官僚機構、国際組織など幅広く捉えているものと、リアリズム系の論者はアクターを基本的に国家である(グラスナー 2020 26)としている。

本シンポジウムでは、人権を自由権だけでなく社会権を含めるものとして認識している。こうした国際人権レジームに関しては多くの論点があり、特に注目されている論点の一つが国家主権との関係である。例えば、社会権に関しては多数の国際条約や宣言が出されているが、最終的に各国の労働法や社会保障制度を制定するのは国家であるとは自明なことである。そこで本シンポジウムの問いは、「国際人権レジームがラテンアメリカ各国において、どの程度人権(自由権あるいは社会権)を保護するのに役立ったのか。またその限界は何か」ということである。各発表者の取り扱う人権レジームは、個別の課題に対応した人権レジームであり、まず概要を示す。また、国際人権レジームの有効性は国家の主権との関係で考察されることが多いが、国際人権レジーム形成に参加するアクターは国家にとどまらず市民社会組織や国際機関も考察の対象とする必要がある。同様に各国における国際人権レジームに対応した制度形成は、国家のみを考察の対象とするのではなく、同様に市民社会組織等も考察の対象にする必要がある。

本シンポジウムの構成は、宇佐見が「アルゼンチンにおける高齢者保護と国際人権レジーム」、村上が「国際人権レジームと先住民—ペルーの事例—」、坂口が「ベネズエラにおける人権侵害と国際人権レジーム」についての発表を行う。また、討論者として杉山知子(愛知

学院大学)が全体のコメントを行う。

「アルゼンチンにおける高齢者の保護と国際人権レジーム」宇佐見耕一(同志社大学)

高齢者に関する国際人権レジームは、1982年 第1回高齢化世界会議(ウィーン)・「国際行動計画」採択、1991年 国連総会「高齢者のための国連原則」を採択、1992年 国際高齢者年実施を決定、1999年 国際高齢者年、2002年 第2回高齢化世界会議(マドリッド)／高齢化 NGO フォーラム「政治宣言」・「高齢化国際行動計画 2002」(マドリッド国際行動計画)採択、等々連続して高齢者の権利保護の宣言や計画が制定されている。しかし、世界レベルでは高齢者の権利保護条約は締結されていない。他方、ラテンアメリカを含む米州では、2015年に OAS において汎米高齢者保護条約が締結され、2017年にアルゼンチンも同条約を批准している。

本報告では、まず国連の高齢者人権保護レジームの推移と総括報告書を概観し、アルゼンチンの高齢者保護政策へそれがどのようにそれが反映されているのか、あるいはいないのかを検討する。続いてアルゼンチンが批准した OAS における汎米高齢者保護条約締結の経緯、またアルゼンチンが同条約を批准した 2017 年以降の同国の高齢者政策に同条約がどのように反映されているのかを検討する。そして最後に高齢者保護国際人権レジームのアルゼンチン国内におけるその効果と限界を検討し、同国高齢者保護の状況を紹介する。

「国際人権レジームと先住民ペルーの事例」村上勇介(京都大学)

ペルーは、ボリビア、グアテマラ、エクアドル、メキシコとならんで、ラテンアメリカにおいて比較的先住民人口が多い国であるものの、他の 4 ヶ国とは対照的に先住民運動が活発ではないことで知られる。そうしたペルーでも、国際社会で進展してきた先住民の権利保障への動きを受けて一定の国内法の制定が進んできた。そこで本報告は、国際的に進められてきた人権レジームの整備が、ペルーで何らかの反応や変化をもたらしたか否かを考察する。まず対象となるペルーにおける先住民とその運動の状況についてあらためて振り返った後、法整備の状況とその効果について分析する。ペルーは、ボリビア、グアテマラ、エクアドル、メキシコとならんで、ラテンアメリカにおいて比較的先住民人口が多い国であるものの、他の 4 ヶ国とは対照的に先住民運動が活発ではないことで知られる。そうしたペルーでも、国際社会で進展してきた先住民の権利保障への動きを受けて一定の国内法の制定が進んできた。そこで本報告は、国際的に進められてきた人権レジームの整備が、ペルーで何らかの反応や変化をもたらしたか否かを考察する。まず対象となるペルーにおける先住民とその運動の状況についてあらためて振り返った後、法整備の状況とその効果について分析する。

「ベネズエラにおける人権侵害と国際人権レジーム」坂口安紀(日本貿易振興機構アジア経済研究所)

ベネズエラでは、反政府派政治家や市民に対する弾圧・逮捕・拷問、治安当局による市民への暴力などが拡大し、多くの犠牲者を出してきた。しかし司法や検察がチャベス派に支配

されているため人権侵害の訴えが国内で取上げられることはない。一方国際社会では、第二次世界大戦後国連を中心に、国家主権との相克の中で国家による暴力に対して人道的介入、保護する責任などの概念が醸成され、国連をはじめとする国際機関、各国政府、国際人権 NGO などが活動している。本報告では、ベネズエラ由国家による人権侵害問題が、国際人権レジームでどのように取り上げられているのか、それらで見られる可能性と問題点について考察する。

参考文献

クラズナー、スティーヴン D. 「構造的な原因としてのレジームの結果:媒介変数としてのレイーム」スティーヴン D. クラズナー編、『国際レジーム』勁草書房、2020年。(Krasner, Stephen D. “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening variables”, Stephen D Krasner ed. *International Regime*, Cornell University Press, 1983)